

名古屋商工会議所 会報誌 無料広告掲載サービス
『会員ボード』利用規定

1 (趣旨)

この規定は、名古屋商工会議所（以下、本所）が発行する会報誌内の無料広告掲載コーナー『会員ボード』利用に関して必要な事項を定めるものとする。

2 (利用者)

本所会員であって、会費を完納している者。

3 (掲載の範囲)

掲載する内容は、会報誌の性格上、その品位を妨げない内容が望ましく、かつ、他の会員に不利益を与えないものとし、その範囲は、次のいずれにも該当しないものとする。

- 1) 政治性、宗教性のあるもの
- 2) 意見広告
- 3) 関係法規に違反するもの、また、その恐れのあるもの
- 4) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- 5) 虚偽、または誤解される恐れのあるもの
- 6) 投機性のあるもの。または投機性があると判断されるもの
- 7) 寄付を募るもの
- 8) その他、掲載する広告として適正でないもの
- 9) 他人の名義を使用するもの

4 (掲載内容)

- 1) 掲載内容に関する責任は、一切利用者に帰属する。
- 2) 商品などの価格表示は出来る限り避ける。
- 3) 掲載内容および掲載号については本所に編集権を委ねる。
- 4) 誌面への掲載順序は順不同とし、利用者の希望には添えない。

5 (利用制限)

掲載後、次回掲載までに4ヶ月の期間を置くものとする。

6 (その他)

- 1) 本所独自の判断で、掲載をお断りすることがある。
- 2) 本所は、利用者がこの規定に違反した場合、あるいはそのおそれがある場合、以降の利用を停止する権限を有しその理由を説明する義務を負わない。

附則

この規定は平成20年 6月18日から実施する。

この規定は平成22年 3月 1日から改正実施する。

この規定は平成23年 2月24日から改正実施する。

この規定は平成29年12月15日から改正実施する。

この規定は令和 4年 4月 1日から改正実施する。

